

倫理・利益相反委員会細則

(平成24年1月28日制定、平成25年4月16日改定)

(目的)

第1条 本細則は、特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下「本法人」という）の倫理・利益相反委員会（以下「本委員会」という）の運営及び構成に関して必要な事項を定める。

(職務)

第2条 本委員会は、次の各号に掲げる対象について、医学的、倫理的及び社会的な観点から審議及び審査を行う。

- (1) 本法人で取り扱う利益相反報告に関する事項
- (2) 本法人の委員会活動に伴う調査に関する事項
- (3) 本法人の助成する研究申請に関する事項
- (4) その他理事長が必要と認めた事項

(構成)

第3条 本委員会の構成は、委員長1名及び委員若干名とする。

2. 本委員会は、医療分野の専門家5名以上、一般社会の意見を代表する者1名以上により、男女両性で構成する。
3. 本委員会は、外部委員を1名以上置く。

(委嘱)

第4条 本委員会の委員長は、理事の中から理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

2. 委員は、委員長が推薦し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は、選出される年度の8月1日から2年間とする。ただし再任を妨げない。

(細則の変更)

第6条 この細則は、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この細則は、平成24年1月29日から施行する。